

運 営 規 程

社会福祉法人 久楽会

指定特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南

特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南 運営規程

第一章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 久楽会（以下「事業者」という。）が設置運営するケアハウス ファミリーケア城南において実施する指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業者は、指定特定施設入居者生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4 事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

5 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 事業所名：ファミリーケア城南
- 二 所在地：石川県金沢市城南1丁目21番21号

第二章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二 生活相談員 常勤換算 1 名以上

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

三 看護職員 常勤換算 1 名以上

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

四 介護職員 常勤換算 8 名以上

介護職員は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる。

五 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

六 計画作成担当者 1 名以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

第三章 入居者の定員

(入居定員及び居室数)

第 5 条 事業所の入居定員は 24 名、居室数は 24 室とする。

第四章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第 6 条 介護の内容は次のとおりとする。

- 一 特定施設サービス計画の作成
- 二 入浴（週 2 回以上）、排せつ、食事等の介護
- 三 その他の日常生活上の支援・世話
- 四 機能訓練
- 五 健康管理
- 六 相談及び援助
- 七 利用者の家族及び地域との連携
- 八 口腔衛生の管理

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 7 条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行

- う。
- 3 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - 5 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 6 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
 - 7 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(特定施設サービス計画)

- 第8条 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握して行う。
 - 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成する。
 - 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
 - 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付する。
 - 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一 利用者の希望により、その現金の取扱いについて、別に定める「利用者預り金管理規程」に基づき、利用者の日常的な生活費用等の支払等の代行管理に係る費用：200円（1月あたり）
- 二 レクリエーション、クラブ活動費用：利用者が自主的に参加した場合の材料費等の実費相当額
- 三 おむつ代：実費相当額
- 四 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用：各種実費相当額

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第10条 全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

第五章 施設の利用に当たっての留意事項**(施設の利用に当たっての留意事項)**

第11条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
 - 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
 - 三 利用者は、健康に留意するものとする。
 - 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第六章 非常災害対策等

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、利用者の特性及び当該事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「防災計画」という。）を策定し、定期的に従業員に周知する。

- 2 事業者は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者へ周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。
- 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、金沢市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努める。
- 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行い、必要に応じて防災計画の見直しを行う。
- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮する。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、5年間保存するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 4 事業所における事故の発生又はその再発を防止するため、別に「事故発生防止のための指針」を定める。

第七章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第15条 事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 事業者は、当該事業所の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供するものとする。ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努める。
- 4 事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるに当たり、別に「ハラスメント防止に関する規程」を定める。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第17条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。なお、感染症対策については、別に「感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針」を定める。

(秘密保持等)

- 第18条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密

をもらさない。

- 2 事業者は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用関係が終了した後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。

(苦情処理)

- 第19条 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応することとし、相談窓口及び担当職員を置いて、解決に向けた改善の措置を講ずるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容、当該苦情を解決するために講じた措置等を記録し、5年間保存するものとする。
 - 3 第1項の苦情に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 前項の改善の内容に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を報告するものとする。
 - 5 この事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するものとする。
 - 6 苦情処理については、別に「苦情解決の実施規程」を定める。

(地域との連携等)

- 第20条 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 事業者は、事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待の防止)

- 第21条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第22条 事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するよう努める。

(記録の整備)

第23条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 1) 特定施設サービス計画
- 2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 4) 指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果の記録
- 5) 利用者に関する市町への通知に係る記録
- 6) 苦情等の内容等の記録
- 7) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第24条 従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 一 年一回の採用時研修
- 二 年一回の中堅研修等

2 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人久楽会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年10月1日より施行する。
2. この改正規程は、平成23年11月1日より施行する。
3. この改正規程は、平成24年10月1日より施行する。

4. この改正規程は、平成25年4月1日より施行する。
5. この改正規程は、平成30年4月1日より施行する。
6. この改正規程は、令和4年4月1日より施行する。
7. この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。